

課題

2000 年 11 月、公務で日本に立ち寄ったペルーのフジモリ（フヒモリ）大統領は、ペルー政府に帰国の意思のないことを伝えた。日本政府は、フジモリが日本国籍を有することを認め、したがって滞在には何ら問題ないとの立場を示した。

平成十三年三月六日提出

質問第三九号

ペルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問主意書

提出者 辻元清美

ペルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問主意書

現在我が国に滞在するペルー共和国前大統領、アルベルト・フジモリ氏（以下、フジモリ氏という）に対して、大統領在任中の人権抑圧の責任、反対派の迫害、政権要人による広範な不正蓄財等により、即時帰国して国民の前で真実を明らかにするべきだとのペルー国内世論が高まっている。政府の見解によればフジモリ氏は日本国籍を保持していることが確認された為、我が国に滞在することにはなんら問題がないとのことであるが、同氏がペルー国民の強い要求にもかかわらず自身に対する種々の疑惑から逃れる形で日本に滞在し続けることは同国と我が国との外交関係に重大な影響を及ぼす懸念がある。本問題に関して政府の見解をただすため以下質問する。

一 フジモリ氏の日本国籍について

1 政府は日本国籍と外国籍を併せ持つ、いわゆる二重国籍者についてどのように把握されているのか、明らかにされたい。

2 政府はフジモリ氏の日本国籍保持という事実をいつから承知していたのか、明らかにされたい。また、二〇〇〇年一月二日にフジモリ氏自身により日本国籍保持の認識が表明されたが、それ以降の確認作業は、いつどのように行われたか、その事実関係を明らかにされたい。【以下略】

内閣衆質一五一第三九号

平成十三年三月三十日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議員辻元清美君提出ペルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問に対する答弁書

一の1について

市区町村長は、当該市区町村に本籍を有し又は有することとなる者について、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条の出生の届出等を受理し、戸籍の記載手続を完了したときは、その届書等を法務局若しくは地方法務局又はその支局に送付することとされている。また、市区町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと思料するときは、その者の氏名、本籍等を法務局又は地方法務局の長に通知しなければならないこととされている。これらの手続により、政府として日本国籍のほか外国の国籍を有している者を把握することが可能である。

一の2について

昨年十一月下旬から十二月上旬にかけて、アルベルト・フジモリ氏（以下「フジモリ氏」という。）が出生により日本国籍を取得したか否か及び日本国籍を取得した場合に当該日本国籍を喪失していないか否かについて、国籍法に照らして確認作業を進めた結果、昨年十二月十一日までにフジモリ氏が日本国籍を保持しているという事実を確認したものである。

その後、ペルーにおいて、多数の刑事告訴がなされた。脱税・贈収賄・横領・即決処刑・拷問などへの関与の疑いである。2001 年 5 月にペルー検事総長はフジモリを訴追（誘拐・殺人への関与）し、ペルー議会はフジモリを人道に対する罪により告訴することを全会一致で決定し、ペルー最高裁はインターポールを通じてフジモリに対する国際逮捕令状を発した（[参考](#)）。

（外務）事務次官会見記録（平成 15 年 3 月 10 日（月） 17:00～ 於会見室）
・フジモリ元大統領引渡問題（ICPO 本部による手配の決定）

（問）ペルーのフジモリ元大統領が ICPO から手配されたという話があるようですが、外務省として現在把握されている情報と、今後の対応についてお聞かせいただければと思います。

（次官）報道については当然承知しています。ただ、この件は ICPO 事務総局でとられる措置で、実は外交ルートで取り扱われる事案ではありません。従って外務省として直接連絡を受ける立場にはありませんので、国内の関係当局に確認を行っているという状況です。日本の ICPO 当局によると、この時点においては ICPO 事務総局から国際手配書というのが発行されたという点についてはまだ確認されていないと聞いています。

（問）今の問題ですが、ペルーが出したのはペルー人に対しての手配書なのか、

日本なら日本人として扱う、つまり 2 重国籍を持っている人のその扱いというのは一般的にどういうことになるのですか。

(次官) それは少し詳細に渡る御質問ですので、まさにまだ国際手配書が来たということも確認されているわけではありませので、今、お答えするのは無理だと思います。何れにせよ日本の場合には憲法上、令状による逮捕という令状主義というのが原則です。もちろん現行犯の場合は例外であります、その令状主義に基づいていろいろな検討がなされると思います。その意味はただ単に ICPO の国際逮捕手配書のみによって身柄を拘束するというのは日本の法律では問題があると理解しています。ただ、正確なところは、まだ手配書の発行も確認されていないので、今申し上げたのは一般論ということで御理解いただきたいと思います。

ペルー政府は、2003 年 7 月 31 日に、日本政府に対してフジモリの身柄引渡請求を行った。

(外務) 副大臣会見記録 (平成 15 年 7 月 31 日 (木) 11:15～ 於: 芝会見室)

ペルー元大統領の身柄引渡請求

(問) ペルー元大統領フジモリ氏のことなんですが、今日、身柄引渡請求が外務省の方に届いたのですが、日本はいつまでにその返事をする予定なんですか。

(茂木副大臣) 日程的には分かりませんが、今朝、マキャベロ在京ペルー大使が島内局長を 9 時半に訪問し、フジモリ元大統領に対する引渡請求書、相当分厚いもので 5 センチぐらいのものらしいですが、それを手交しました。その際、先方からこの請求書についてよく検討してほしいこと、ただ、たった一人の問題で 2 国間関係が阻害されることがないようにしたいということについても同時に言及されたと伺っています。この引渡請求書を受け、その内容を法務大臣が判断することになると考えています。期限については、いつということはまさに法務省の方で判断されると思っています。

日本はこの請求を拒否した。

(外務) 報道官会見記録 (平成 16 年 2 月 18 日 (水) 16:30～ 於: 会見室)
ペルー政府代表団の来日

(問) ペルー政府の代表団が今日から来日され、日本政府に対してフジモリ元大統領の身柄の引き渡し要請をすると思われますが、日本政府としてはどなたが会って、どう対応するのでしょうか。

（報道官）ペルー政府からの代表団は、フジモリ元大統領の身柄引き渡し問題についてのペルー側の基本的な考え方、ペルーとして考えている法的な問題について日本側と意見交換をしたいということで来訪します。従って、我々の方では、当然、外務省、法務省など関係の省庁の担当者が会って意見交換を致します。今回の訪日で何かが決まるということは、想定しておりません。

（問）大臣がお会いになられるとか、そういうことはないのですか。

（報道官）今のところそういう予定はありません。念のために申し添えますと、日本政府の基本的な考え方は、フジモリ元大統領はペルー国籍と共に日本国籍を持っていることが確認されていますので、日本の法律では、日本国籍を持っている人で、しかも犯罪人引き渡しの条約がない国との関係では、フジモリ元大統領の身柄をペルー政府側に引き渡すことは、今は法律上出来ないということです。

問

ペルーの立場に立ち、フジモリの引渡が国際法上の義務であるとの主張を構築せよ。フジモリは 2005 年に日本を自発的に離れているが、2005 年の離日直前の時点での主張を作成すること。